

監 第 1088 号

令和 2年 3月12日

部 内 各 課 長 殿

部内各出先機関の長 殿

土 木 部 長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置
の延長等について（通知）

このことについて、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より別添のとおり直轄工
事における取扱いについて通知がありました。

については、県土木部発注工事及び業務（通年維持工事等、履行されなければ公物管理
等に支障をきたすものを除く。）に係る一時中止措置の延長等に関し、下記のとおり取扱
いを定めたので、通知いたします。

なお、部内各課におかれましては、貴所管団体に対しても、周知を図られますようお
願い申し上げます。

記

1 工事又は業務の一時中止措置等について

発注者は、建設工事請負契約書第20条、建設コンサルタント業務委託契約書第19
条等の趣旨に則り、以下のとおり受注者に対する工事又は業務の一時中止措置等を適切
に行うこととする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防
止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、一時中止措置を実施している受注者
に対して一時中止の期間を最長で令和2年3月19日まで延長できる旨を伝え、意向
を再度確認する。その際、下請企業等の経営状況を踏まえた上での意向を確認するこ
と。

その上で、受注者からその申出がある場合には、受注者の責めに帰すことができな

いものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止の期間の変更を行う。

また、一時中止の延長を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、最長で令和2年3月19日までの期間とする。

また、令和2年2月28日付け監第1037号の通知に基づく一時中止措置等を実施していない受注者について、今後受注者が自ら工事又は業務の一時中止等の意向を申し出る場合は、受注者の責めに帰すことができないものとして一時中止措置等を実施することは差し支えない。この場合において、一時中止の期間は最長で令和2年3月19日までの期間とする。

なお、令和2年3月19日までの期間であれば、受注者の意向に応じて、いつでも工事又は業務を再開することができることとするが、再開に当たっては、適切な感染拡大防止対策を徹底すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1)に準じて対応する。この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

2 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

1の措置に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越の手続等について、事業主管課と調整することとする。

事務連絡
令和2年3月11日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の
一時中止措置の延長」等について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う工期の見直しや請負代金額の変更、施工の継続が困難な場合の一時中止の対応等については、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和2年2月25日付け国土入企第52号）等により、適切な対応をお願いしているところです。

令和2年3月10日の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、今後概ね10日間程度のイベント開催の自粛要請継続の方針が示されました。

このことを踏まえ、国土交通省直轄工事において別添1、2のとおり取り組むこととしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

国地契第 59 号
国官技第 387 号
国営管第 422 号
国営計第 134 号
国港総第 638 号
国港技第 88 号
国空予管第 855 号
国空空技第 553 号
国空交企第 399 号
国北予第 48 号
令和 2 年 3 月 11 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長 殿
	管 理 調 整 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿

国土交通省

大臣官房地方課長
 大臣官房技術調査課長
 大臣官房官庁営繕部管理課長
 大臣官房官庁営繕部計画課長
 港湾局総務課長
 港湾局技術企画課長
 航空局予算・管財室長
 航空局航空ネットワーク部空港技術課長
 航空局交通管制部交通管制企画課長
 北海道局予算課長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症
の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」(令和 2 年 2 月 27 日

付け国地契第 44 号、国官技第 357 号、国営管第 384 号、国営計第 120 号、国港総第 593 号、国港技第 83 号、国空予管第 807 号、国空空技第 520 号、国空交企第 371 号、国北予第 45 号。以下「2月27日通達」という。)に基づき、工事及び業務の一時中止措置等を行っているところであるが、令和2年3月10日の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、今後概ね10日間程度のイベント開催の自粛要請継続の方針が示されたことを踏まえ、既に一時中止措置を実施している工事及び業務について、下記のとおり中止期間の延長等の取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 工事又は業務の一時中止措置等について

工事又は業務の契約は、別表の「契約書」欄に掲げる各契約書（以下「契約書」という。）に基づき実施しているところであるが、発注者においては、別表の「適用条項」欄に掲げる各規定の趣旨に則り、以下のとおり受注者に対する工事又は業務の一時中止措置等を適切に行うこととする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、一時中止措置を実施している受注者に対して一時中止の期間を最長で令和2年3月19日まで延長できる旨を伝え、意向を再度確認する。その際、下請企業等の経営状況を踏まえた上での意向を確認すること。

その上で、受注者からその申出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止の期間の変更を行う。また、一時中止の延長を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、最長で令和2年3月19日までの期間とする。

また、2月27日通達に基づく一時中止措置等を実施していない受注者について、今後受注者が自ら工事又は業務の一時中止等の意向を申し出る場合は、受注者の責めに帰すことができないものとして一時中止措置等を実施することは差し支えない。この場合において、一時中止の期間は最長で令和2年3月19日までの期間とする。

なお、令和2年3月19日までの期間であれば、受注者の意向に応じて、いつでも工事又は業務を再開することができることとするが、再開に当たっては、適切な感染拡大防止対策を徹底すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1)に準じて対応する。この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

2. 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

1. の措置に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。

別表

	契約書	適用条項
1	「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)別冊工事請負契約書	第19条 第20条
2	「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」(平成7年9月5日付け建設省営管発第556号)別冊工事請負契約書	第19条 第20条
3	「工事請負標準契約書の制定について」(平成8年1月24日付け港管第111号)別冊工事請負契約書	第19条 第20条
4	「工事標準請負契約書について」(平成8年3月19日付け空経第212号)別冊工事請負契約書	第19条 第20条
5	「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号)別冊土木設計業務等委託契約書	第19条 第20条
6	「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」(平成8年2月29日付け港管第444号)別冊設計・測量・調査等業務契約書	第19条 第20条
7	「建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号)別冊建築設計業務委託契約書	第21条 第22条
8	「官庁営繕部所掌の建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省営管発第335号)別冊建築設計業務委託契約書	第21条 第22条
9	「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国官地第3-2号)別冊建築工事監理業務委託契約書	第15条 第16条
10	「官庁営繕部所掌の建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国営管第7号、国営技第2号)別冊建築工事監理業務委託契約書	第15条 第16条
11	「調査・測量等業務契約書について」(平成22年10月29日付け国空予管第628-2号)別冊調査・測量等業務契約書	第19条 第20条
12	「工事設計業務契約書について」(平成22年10月29日付け国空予管第629-2号)別冊工事設計業務契約書	第21条 第22条
13	「工事監理業務契約書について」(平成22年10月29日付け国空予管第630-2号)別冊工事監理業務契約書	第14条 第15条
14	「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る調査業務請負契約書の制定について」(平成23年1月17日付け国営管第396号)別冊調査業務請負契約書	第17条 第18条
15	「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る業務契約書の制定について」(平成23年1月17日付け国営管第397号)別冊業務契約書	第9条
16	「発注者支援業務標準契約書の制定について」(平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号)別冊発注者支援業務委託契約書	第20条 第21条
17	「発注者支援業務標準契約書の制定について」(平成24年1月27日付け国港総第577号)別冊発注者支援等業務契約書	第21条 第22条

事務連絡
令和2年3月11日

大臣官房官庁営繕部 各課 課長補佐 殿
 各地方整備局 総務部 契約管理官 殿
 企画部 技術開発調整官 殿
 営繕部 営繕調査官 殿
 北海道開発局 事業振興部 工事管理課
 工事評価管理官 殿
 工事契約管理官 殿
 営繕部 営繕計画課長 殿
 国土技術政策総合研究所 総務部 契約財産管理官 殿
 国土地理院 総務部 契約管理官 殿

大臣官房 地方課 公共工事契約指導室長
 技術調査課 建設技術調整室長
 官庁営繕部管理課 契約事務改善推進官
 官庁営繕部計画課 営繕計画調整官
 北海道局 予算課 経理指導官

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
 直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について（対象期間の変更）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、直轄工事及び調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の入札等の手続については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の入札等の手続の対応について」

（令和2年3月2日付け事務連絡）において示しているところであるが、令和2年3月10日の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、今後概ね10日間程度のイベント開催自粛要請継続の方針が示されたことを踏まえ、対象期間を下記のとおりに変更するので、適切に対応されたい。

記

記1. 中「15日まで」を「19日まで」に、「16日以降」を「23日以降」に改める。

以上